# 平成26年度川崎市立特別支援学校高等部(知的障害教育部門)の 入学者の募集及び選抜要綱(案)

平成26年度川崎市立特別支援学校高等部(知的障害教育部門)の入学者の募集及び 選抜は、この要綱の定めるところによる。川崎市立養護学校高等部分教室については、 別途定める。

#### 1 志願資格

前期入学者選抜の志願資格を有する者は、(1)に該当する者とし、後期入学者選抜の志願資格を有する者は、(2)に該当する者とする。ただし、医療に専念する必要のある者及び集団生活に著しい支障を及ぼすおそれのある者については、入学を許可しないことがある。

#### (1) 前期入学者選抜

- ア 本人及び保護者(親権者又は後見人をいう。以下同じ。)が市内に居住する者
- イ 中学校、中等教育学校前期課程若しくは特別支援学校中学部を修了した者(平成26年3月31日までに修了する見込みの者を含む。)又はこれと同等以上の学力があると認められた者
- ウ 知的発達の遅滞の程度が、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する者。 (他に障害を併せ有する場合には、その障害の程度が軽度である者に限る。)
- (ア) 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度の者
- (イ) 知的発達の遅滞の程度が (ア) に掲げる程度に達しない者のうち、社会生活への適応が著しく困難な者
- エ 志願しようとする特別支援学校の指定地域・調整地域に居住している者(各 特別支援学校の指定地域・調整地域は別表の通りとする。)
- オ 特別支援学校で実施する前期入学者選抜に係る「特別支援学校への志願資格を確認するための相談」を済ませた者

#### (2)後期入学者選抜

- ア (1) アからウまでに該当する者
- イ 県内の特別支援学校高等部(知的障害部門)の平成26年度入学者選抜を志 願した者のうち、入学が決まらなかった者
- ウ 特別支援学校で実施する後期入学者選抜に係る「特別支援学校への志願資格 を確認するための相談」を済ませた者

# 2 募集人数

前期入学者選抜の募集人数は別に定める。また、後期入学者選抜の募集人数については、前期入学者選抜終了後に別に定める。

# 3 募集期間及び受付時間

区分	募集期間	受付時間	
前期	平成25年11月27日(水)から	ケ芸の味みとケ※4味オズ	
	11月29日(金)まで	午前9時から午後4時まで	
後期	平成26年1月14日(火)から	午前9時から午後4時まで	
	1月15日 (水) まで		

### 4 志願手続

志願者は、志願先の特別支援学校の校長(以下、「校長」という。)に、次に掲げる書類を募集期間中に提出しなければならない。

- (1)入学願書
- (2)調査書
- (3) その他校長が指定する書類

# 5 併願の禁止

川崎市立の特別支援学校相互間又は県立特別支援学校及び県内市立の特別支援学校との併願は、認めないこととする。

#### 6 志願変更

志願者は、志願調整期間内に募集人数より志願者が少ない学校に限り志願変更ができる。

志願調整期間及び受付時間は、次のとおりとする。

区分	志願調整期間	受付時間	
<del>25.</del> ₩¤	平成25年12月2日(月)から	ケ治の味みとケ後4味まで	
前期	12月3日 (火) まで	午前9時から午後4時まで	
<b>◇公 廿日</b>	平成26年1月16日(木)から	ケ治の味みとケ後4味まで	
後期	1月20日 (月) まで	午前9時から午後4時まで	

# 7 選抜の日時及び場所

区分	選抜の日時	選抜の場所
前期	平成25年12月5日(木) 午前9時から午後4時まで	志願した市立特別支援学校
後期	平成26年1月23日 (木) 午前9時から午後4時まで	志願した市立特別支援学校

# 8 選抜の内容(前期及び後期共通)

選抜は以下の内容から実施する。

- (1) 学力検査
- (2) 体力・運動能力検査
- (3) 面接(本人及び保護者)
- (4) その他校長が指定する内容

### 9 選抜結果の通知及び通知の日時

選抜結果は、合格通知書により通知する。通知書の発送日は次のとおりとする

区分	通知書の発送日
前期	平成25年12月12日(木)
後期	平成26年1月30日(木)

#### 10 入学の許可

入学の許可は、合格者に対し校長が合格通知書を交付して行う。

### 11 入学の手続き

合格通知書の交付を受けた者は、指定された期日までに所定の手続きを行わなく てはならない。

### 12 その他

この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

別表 川崎市立特別支援学校高等部(知的障害教育部門)の指定地域等

学校	指定地域	調整地域
川崎市立田島養護学校	川崎区、幸区	
川崎市立養護学校	中原区・高津区・宮前区、多摩区	幸区
	麻生区	

\*川崎市立養護学校につきましては、指定地域の変更の移行措置として 平成28年度まで幸区在住の川崎市立養護学校中学部からの内部進学者は、 指定地域と同じ扱いとする。